チェックを付けることを怠った場合や、メールアドレスの記載に誤りがあると、仕様書の訂正や質問に対する回答等で資料の追加等が生じた際に、更新通知メールが届かないこととなる。その場合は競争参加資格「無」若しくは入札無効となるので注意されたい。

② 申請書等の提出から開札日の前日までの間において必要な申請等の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。

⑷ 入札の無効　記名を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）等、北陸地方整備局競争契約入札心得第６条第１項各号に該当する入札並びに入札者に求められる義務を履行しなかった者又は電子調達システムを利用するための電子証明書を不正に使用した者の行った入札は無効とする。

⑸ 契約書作成の要否　要

本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑹ 落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑺ 手続における交渉の有無　無

⑻ 競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年３月31日付け官報）に記載されている時期及び場所のとおり。

⑼ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

⑴ Official in charge of disbursement of the procuring entity: ENDO Kimihiko Director-General of Hokuriku Regional Development Bureau

⑵ Classification of the products to be procured: 15, 28

⑶ Nature and quantity of the products to be manufactured: Telephone Switchboard 1 set

⑷ Delivery Period: 27 March, 2025

⑸ Delivery place: As in the tender documentation

⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

① not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

② have Grade A, B or C in "Manufacture of product (Electrical and telecommunications equipment)" or "Sale of product (Electrical and telecommunications equipment)" in the Kanto-Koshinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2022／2023／2024

③ not be under suspension of nomination by Director-General of Hokuriku Regional Development Bureau from Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification to Bid Opening

④ acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/

⑤ not be the Business Operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned

⑥ obtained a bid manual from the person of ordering directly:

・Person who received tender explanation form from electronic procurement system

・Person who received from the orderer by CD-R or mail

⑦ have proven to have actually manufactured or delivered the products concerned or similar products

⑧ other details, by the tender documentation

⑺ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification: 12:00　23 July, 2024

⑻ Time-limit for tender: 17:00　19 August, 2024

⑼ Contact point for the notice: Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―1―1 Misaki-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, 950―8801 Japan TEL 025―370―6647 ex. 2536

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年６月25日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　遠藤　仁彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　15、28

⑵ 調達件名及び数量　令和６年度　大河津系テレメータ装置一式製造（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶ 調達件名の仕様等　入札説明書による。

⑷ 納入期限　令和７年３月26日まで

⑸ 納入場所　入札説明書及び特記仕様書による。

⑹ 入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を入札書に記載すること。

入札回数は原則２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。

⑺ 電子調達システムの利用

① 本案件は、入札及び入札書類データ（以下「申請書等」という。）の提出及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムの環境設定については、３⑶②のＵＲＬより行うこと。また、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願・紙契約方式承諾願を提出するものとする。

② 電子調達システムで使用できる電子証明書（ＩＣカード又はファイル形式）は、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）に記載されている者又は入札・見積権限について期間委任若しくは都度委任を受けた者の電子証明書に限る。

2　競争参加資格

⑴ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵ 令和４・５・６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者のうち「電気・通信用機器類」を営業品目としている者であること。

また、有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

① 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）

② 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類の写し

③ 上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届